

○国土交通省告示第二百六十五号

租税特別措置法施行令(昭和三十二年政令第四十三号)第二十六条の二十八の五第一項の規定に基づき、平成二十一年国土交通省告示第三百八十四号の一部を次のように改正し、個人が租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第四十一条の十九の三第一項に規定する高齢者等居住改修工事等をした同項に規定する居住用の家屋(当該高齢者等居住改修工事等に係る部分に限る。)を令和二年一月一日以後に同項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用する。

令和元年七月五日

国土交通大臣 石井 啓一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

(略)

改正後

平成十九年国土交通省告示第四百七号(以下単に「告示」という。) 一に掲げる工事のうち、通路の幅を拡張するもの	十六万六千五百円	当該工事の施工面積 (単位 平方メートル)
告示一に掲げる工事のうち、出入口の幅を拡張するもの	十八万九千二百円	当該工事の箇所数
告示二に掲げる工事	五十八万五千円	当該工事の箇所数
告示三イに掲げる工事	四十七万七千七百円	当該工事の施工面積 (単位 平方メートル)
告示三口に掲げる工事	五十二万九千五百円	当該工事の箇所数
告示三八に掲げる工事	二万七千七百円	当該工事の箇所数
告示三二に掲げる工事	五万六千九百円	当該工事の箇所数
告示四イに掲げる工事	二十六万六千六百円	当該工事の施工面積 (単位 平方メートル)
告示四ロに掲げる工事	三十五万九千七百円	当該工事の箇所数
告示四ハに掲げる工事	二十九万八千九百円	当該工事の箇所数
告示五に掲げる工事のうち、長さが百五十七センチメートル以上の手すりを取り付けるもの	一万九千六百円	当該手すりの長さ (単位 メートル)
告示五に掲げる工事のうち、長さが百五十七センチメートル未満の手すりを取り付けるもの	三万二千八百円	当該工事の箇所数
告示六に掲げる工事のうち、玄関、勝手口その他屋外に面する開口の出入口及び上がりかまちの段差を解消するもの並びに段差を小さくするもの(以下「玄関等段差解消等工事」という。)	四万三千九百円	当該工事の箇所数
告示六に掲げる工事のうち、浴室の出入口の段差を解消するもの及び段差を小さくするもの(以下「浴室段差解消等工事」という。)	九万六千円	当該工事の施工面積 (単位 平方メートル)

(略)

改正前

平成十九年国土交通省告示第四百七号(以下単に「告示」という。) 一に掲げる工事のうち、通路の幅を拡張するもの	十七万二千七百円	当該工事の施工面積 (単位 平方メートル)
告示一に掲げる工事のうち、出入口の幅を拡張するもの	十八万九千九百円	当該工事の箇所数
告示二に掲げる工事	六十一万四千六百円	当該工事の箇所数
告示三イに掲げる工事	四十七万二千三百円	当該工事の施工面積 (単位 平方メートル)
告示三口に掲げる工事	四十九万五千四百円	当該工事の箇所数
告示三八に掲げる工事	二万六千八百円	当該工事の箇所数
告示三二に掲げる工事	五万六千五百円	当該工事の箇所数
告示四イに掲げる工事	二十七万一千七百円	当該工事の施工面積 (単位 平方メートル)
告示四ロに掲げる工事	三十四万八千四百円	当該工事の箇所数
告示四ハに掲げる工事	三十万六千七百円	当該工事の箇所数
告示五に掲げる工事のうち、長さが百五十七センチメートル以上の手すりを取り付けるもの	一万九千二百円	当該手すりの長さ (単位 メートル)
告示五に掲げる工事のうち、長さが百五十七センチメートル未満の手すりを取り付けるもの	三万三千四百円	当該工事の箇所数
告示六に掲げる工事のうち、玄関、勝手口その他屋外に面する開口の出入口及び上がりかまちの段差を解消するもの並びに段差を小さくするもの(以下「玄関等段差解消等工事」という。)	四万二千四百円	当該工事の箇所数
告示六に掲げる工事のうち、浴室の出入口の段差を解消するもの及び段差を小さくするもの(以下「浴室段差解消等工事」という。)	九万二千七百円	当該工事の施工面積 (単位 平方メートル)

告示六に掲げる工事のうち、玄関等段差解消等工事及び浴室段差解消等工事以外のもの	三万五千百円	当該工事の施工面積 (単位 平方メートル)
告示七イに掲げる工事	十四万九千七百円	当該工事の箇所数
告示七ロに掲げる工事	一万三千八百円	当該工事の箇所数
告示七八に掲げる工事のうち、戸に開閉のための動力装置を設置するもの(以下「動力設置工事」という。)	四十四万七千五百円	当該工事の箇所数
告示七八に掲げる工事のうち、戸を吊戸方式に変更するもの(以下「吊戸工事」という。)	十三万四千六百円	当該工事の箇所数
告示七八に掲げる工事のうち、戸に戸車を設置する工事その他の動力設置工事及び吊戸工事以外のもの	二万六千四百円	当該工事の箇所数
告示八に掲げる工事	一万九千八百円	当該工事の施工面積 (単位 平方メートル)

告示六に掲げる工事のうち、玄関等段差解消等工事及び浴室段差解消等工事以外のもの	三万五千九百円	当該工事の施工面積 (単位 平方メートル)
告示七イに掲げる工事	十四万九千四百円	当該工事の箇所数
告示七ロに掲げる工事	一万四千元	当該工事の箇所数
告示七八に掲げる工事のうち、戸に開閉のための動力装置を設置するもの(以下「動力設置工事」という。)	四十四万七千八百円	当該工事の箇所数
告示七八に掲げる工事のうち、戸を吊戸方式に変更するもの(以下「吊戸工事」という。)	十三万六千百円	当該工事の箇所数
告示七八に掲げる工事のうち、戸に戸車を設置する工事その他の動力設置工事及び吊戸工事以外のもの	二万六千七百円	当該工事の箇所数
告示八に掲げる工事	二万五百円	当該工事の施工面積 (単位 平方メートル)

附 則

2 1 この告示は、令和二年一月一日から施行する。
 個人が、租税特別措置法第四十一条の三第一項に規定する高齢者等居住改修工事等をした同項に規定する居住用の家屋(当該高齢者等居住改修工事等に係る部分に限る。)を令和二年一月一日前に同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。